

## 令和4年度

# 共同募金における地域課題解決のためのテーマ型募金実施要領

### 1 目的

近年、ひきこもりや児童虐待、DVなど多様な要因による社会的孤立や生活困窮の問題など、新しい社会課題が次々と生まれており、そうした課題を解決する活動と、それを支えるための資金を確保していくことが地域の大きな課題となっています。

あま市共同募金委員会（以下、本会という。）では、今地域にある課題やそれを解決する活動をテーマとして、地域住民に理解を訴えかけながら、個人の意思と共感による寄付を獲得し、活動財源を生み出していくことで、地域課題の解決に向けた助成と寄付の循環を創り出すことを目的として、共同募金における地域課題解決のためのテーマ型募金を実施します。

テーマ型募金では、特定のテーマで活動する団体が主体となって募金活動を行うことで、共同募金における新しい寄付者層の開拓を目的としています。

また、本会として、テーマ型募金に参加した団体が主体的に募金活動を実施するにあたって、募金を呼び掛けるチラシの作成や寄付者への説明の方法、街頭募金のノウハウなど、募金活動を行うためのさまざまなサポートを行い、参加する団体の情報発信力や自己資金を獲得する力の向上を支えます。

このように、より地域課題の解決に直接的につながるテーマ型募金の取り組みを進めることによって、共同募金の助成の成果が可視化され、共同募金運動全体の理解や信頼性の向上を図り、それにより運動全般の活性化と募金実績の回復につなげることを目的としています。

### 2 参加対象団体

地域福祉活動及びその他の社会福祉を目的とする事業を営み、所在地があま市にあるもので、下記事項に合致する団体を対象とします。

- (1) 法人格の有無は問わないが、団体の規約等を備えていること。
- (2) 企業、政治目的を持つ団体、宗教団体などから独立して運営されていること。
- (3) その活動から生じる利益を構成員に分配しないこと。
- (4) 活動の実績・内容および財務の状況を自ら公開できること。
- (5) 活動計画、予算、決算等が整備されていること。
- (6) 共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動に自ら積極的に参画、推進すること。

### 3 対象となる活動・事業

社会福祉分野及びまちづくり等周辺領域の分野において、公的制度では解決できない多様な地域課題・社会課題の解決に取り組む活動・事業を対象とします。

例)

- (1) ニート・ひきこもりの人への支援
- (2) 虐待防止や虐待を受けている人への支援
- (3) ホームレスへの支援
- (4) 防災と被災者への支援
- (5) 地域で孤立している人への支援
- (6) 子どもや子育て支援
- (7) その他生活課題を抱える世帯への支援
- (8) その他、社会課題・地域課題の解決に取り組む活動

※ただし、次の活動は対象としません。

ア 当該活動が営利活動や政治、宗教等の運動のための手段として行われているもの。

イ 補助金以外の収入が期待でき、これによって当該活動が実施できるもの。

#### 4 参加申込方法

テーマ型募金参加申請書（様式1）に必要事項を記入し、添付書類とともに令和4年9月1日から令和4年9月30日までの間に本会事務局宛にご提出ください。（郵送可、締切日必着）

※申請用紙はあま市社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

#### 5 参加団体の決定

参加の決定については、本会による審査を経て決定します。結果については、テーマ型募金参加結果通知書（様式2）にて通知します。

決定時期は、令和4年10月下旬を予定しています。

#### 6 募金活動期間

募金活動準備期間を令和4年12月末までとし、募金活動実施期間を令和5年1月1日から令和5年3月24日までとします。

#### 7 補助事業実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。

#### 8 対象となる費用

対象事業の目的達成のために必要となる経費を原則とします。

- (1) 会議費・研修費・報償費（講師謝礼等）・旅費
- (2) 対象事業に係る人件費
- (3) 備品購入費
- (4) 通信費・運搬費・印刷費・保険料ほか

※事業実施に係る間接経費のうち、適切な按分率で事業相当分を算出できるものについては、対象経費に組み込むことができることとします。

## 9 対象とならない費用

- (1) 団体の組織運営にかかわる管理経費・人件費
- (2) 飲食費またはそれに類する費用

## 10 募金活動

参加団体は、チラシや街頭募金活動などを通し、地域住民に募金を呼びかけます。その際、参加団体が主体的に積極的に募金活動を行います。

なお、募金活動に使用するチラシ等については、本会に事前協議のうえ作成するものとします。

## 11 募金額の確定及び補助の決定

- (1) 参加団体は、令和5年3月27日までに、テーマ型募金集計報告書(様式3-1)及びテーマ型募金寄付者名簿(様式3-2)を作成し、本会まで提出していただくとともに、集まった募金を本会まで送金してください。
- (2) 集められた募金は「共同募金」として取扱い、全額を本会へ集約したのち、愛知県共同募金会へ送金します。
- (3) 本会において募金額の確定を行い、テーマ型募金募金額及び補助金計算書(様式4)及びテーマ型募金補助決定通知書(様式5)を作成し、4月末までに参加団体に送付します。
- (4) 提出していただいたテーマ型募金寄付者名簿(様式3-2)に記載された寄付者のうち、領収書が必要なものについては、本会より愛知県共同募金委員会の領収書を発行します。

## 12 補助額

原則、団体に寄せられた募金の全額が補助額となります。なお、愛知県共同募金会で定められた金額を加算します。

## 13 補助金交付の方法

- (1) 補助金交付は、社会福祉法人あま市社会福祉協議会が実施します。
- (2) 参加の決定した団体は、補助事業を実施する年度の5月末までに社会福祉法人あま市社会福祉協議会に対し、本会から送付されたテーマ型募金補助決定通知書(様式5)の写しと補助金交付申請書を提出してください。

#### 14 補助事業の変更

参加決定後、やむを得ない事情により事業内容を変更する場合は、テーマ型募金補助事業変更届（様式7）を本会へ提出するものとしますが、募金活動開始後の辞退は認められません。

#### 15 補助事業の明示

参加団体が補助事業を実施する場合は、赤い羽根共同募金の配分金による事業であることを掲示・明示してください。

#### 16 事業完了報告

参加団体は、事業完了後1ヶ月以内に、本会に対しテーマ型募金補助事業完了報告書（様式6）、社会福祉法人あま市社会福祉協議会に対し補助事業等実績報告書をそれぞれ提出してください。但し、事業完了報告書及び実績報告書の提出は、当該年度内とする。

#### 17 補助金の返還

次の事項に該当したときは、補助決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

- (1) 補助金を指定事業に使用しない場合。
- (2) 指定事業を中止した場合。
- (3) 補助金に余剰が生じた場合、その差額。
- (4) 不正・不法行為があった場合。

#### 18 募金活動に対する支援等

本会は、社会福祉法人あま市社会福祉協議会のホームページ等によりテーマ型募金の広報に努めるほか、参加団体に対し募金活動用資材の貸与や必要に応じて助言等の支援を行います。

#### 問い合わせ先

〒490-1104

あま市西今宿馬洗46番地 あま市甚目寺総合福祉会館内

あま市共同募金委員会

TEL (052) 443-4291 FAX (052) 443-5461